

第 65 回大阪市港湾審議会議事録

平成 30 年 2 月 2 日

大阪市港湾局

目 次

1. 開催日時	1
2. 開催場所	1
3. 審議会次第	1
4. 出席委員	2
5. 審議経過	3
附属資料	2 5
1. 諮問書	2 5
2. 答申書	2 6

1. 開催日時

平成30年2月2日（金）

開会 15時00分

閉会 16時05分

2. 開催場所

大阪市北区中之島1-3-20

大阪役所7階 大阪市会特別委員会室

3. 審議会次第

(1) 開会の辞

(2) 委員紹介

(3) 挨拶

(4) 会長の選出等

会長の選出、会長職務代行者、専門部会委員・部会長の指名

(5) 議事

港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について

(6) 報告

大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更について

(7) 閉会の辞

4. 出席委員

森 隆 行	(流通科学大学教授)
今 西 珠 美	(流通科学大学教授)
神 吉 紀 世 子	(京都大学大学院教授)
井 上 欣 三	(神戸大学名誉教授)
篠 原 正 人	(福知山公立大学教授)
三 宅 正 弘	(武庫川女子大学准教授)
田 中 み さ 子	(大阪産業大学准教授)
一 井 康 二	(関西大学教授)
米 山 望	(京都大学防災研究所准教授)
小 谷 真 理	(同志社大学准教授)
江 川 繁	(大阪市会建設消防委員長)
こ は ら 孝 志	(大阪市会建設消防副委員長)
太 田 晶 也	(大阪市会建設消防副委員長)
川 本 清	(公益社団法人大阪港振興協会会長)
溝 江 輝 美	(大阪港運協会会長)
片 岡 徹	(大阪湾水先区水先人会会長)
代 山 下 英 一	(財務省大阪税関長 高 木 隆)
代 三 島 理	(国土交通省近畿地方整備局長 池 田 豊 人)
代 吉 田 憲 史	(国土交通省近畿運輸局長 坂 野 公 治)
代 住 吉 洋 臣	(大阪海上保安監部長 中 村 明)
代 戸 田 雅 文	(大阪府都市整備部長 井 出 仁 雄)

5. 審議経過

開 会 15:00

○高橋総務課長 大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日はご多忙の中、第65回大阪市港湾審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行役を務めさせていただきます、大阪市港湾局総務課長の高橋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

現在、委員総数28名中、21名のご出席をいただいております。大阪市港湾審議会条例第5条に定める定足数に達しておりますので、ただいまより第65回大阪市港湾審議会を開催させていただきます。

まず、皆様方にお願いがございます。携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定させていただきますよう、今一度ご確認よろしく願いいたします。

本審議会は、大阪市港湾審議会公開基準に基づきまして、公開といたします。また、本日の審議会の議事内容につきましては、後日、大阪市のホームページで公開いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、審議に入ります前に、委員の方々をご紹介させていただきます。

昨年8月の任期満了に伴います委員の改選により、学識経験者として、新たに7名の方々にご就任をいただいております。順にご紹介申し上げます。

流通科学大学教授、森委員でございます。

○森委員 森でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋総務課長 流通科学大学教授、今西委員でございます。

○今西委員 今西です。よろしくお願いいたします。

○高橋総務課長 京都大学大学院教授、神吉委員でございます。

○神吉委員 神吉と申します。よろしくお願いいたします。

○高橋総務課長 神戸大学名誉教授、井上委員でございます。

○井上委員 井上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○高橋総務課長 大阪大学大学院教授、赤井委員におかれましては、本日は所用により欠席となっております。

おります。

福知山公立大学教授、篠原委員でございます。

○篠原委員 篠原です。よろしくお願いいたします。

○高橋総務課長 武庫川女子大学准教授、三宅委員でございます。

○三宅委員 よろしく申し上げます。

○高橋総務課長 大阪産業大学准教授、田中委員でございます。

○田中委員 田中でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋総務課長 関西大学教授、一井委員でございます。

○一井委員 一井でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋総務課長 京都大学防災研究所准教授、米山委員でございます。

○米山委員 米山です。よろしくお願いいたします。

○高橋総務課長 同志社大学准教授、小谷委員でございます。

○小谷委員 小谷でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋総務課長 大阪市会建設消防委員長、江川委員でございます。

○江川委員 江川です。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋総務課長 大阪市会建設消防副委員長、こはら委員でございます。

○こはら委員 こはらでございます。よろしくお願いいたします。

○高橋総務課長 大阪市会建設消防副委員長、太田委員でございます。

○太田委員 太田です。よろしくお願いいたします。

○高橋総務課長 公益社団法人大阪港振興協会会長、川本委員でございます。

○川本委員 川本でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋総務課長 大阪商工会議所専務理事、宮城委員におかれましては、本日は所用のため欠席となっております。

大阪倉庫協会会長、小野委員でございますが、本日は所用により欠席となっております。

大阪船主会副会長、学頭委員でございますが、本日は所用により欠席となっております。

大阪港運協会会長、溝江委員でございます。

○溝江委員 溝江でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋総務課長 大阪港湾労働組合協議会議長、小嶋委員におかれましては、本日は所用のため欠席となっております。

全日本海員組合大阪支部支部長、浦委員でございますが、本日は所用のため欠席となっております。

大阪府漁業協同組合連合会理事、北村委員でございますが、本日は所用のため欠席となっております。

大阪湾水先区水先人会会長、片岡委員でございます。

○片岡委員 片岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋総務課長 財務省大阪税関長、高木委員の代理としまして、大阪税関総務部企画調整室課長補佐、山下様にご出席いただいております。

○山下企画調整室課長補佐 山下です。よろしくお願いいたします。

○高橋総務課長 国土交通省近畿地方整備局長、池田委員の代理といたしまして、近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長、三島様にご出席をいただいております。

○三島大阪港湾・空港整備事務所長 三島でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋総務課長 国土交通省近畿運輸局長、坂野委員の代理といたしまして、近畿運輸局海事振興部長、吉田様にご出席をいただいております。

○吉田海事振興部長 吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋総務課長 大阪海上保安監部長、中村委員の代理といたしまして、大阪海上保安監部航行安全課長、住吉様にご出席をいただいております。

○住吉航行安全課長 住吉です。よろしくお願いいたします。

○高橋総務課長 大阪府都市整備部長、井出委員の代理といたしまして、大阪府港湾局計画調整課長、戸田様にご出席をいただいております。

○戸田計画調整課長 戸田でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋総務課長 委員の皆様のご紹介は以上でございます。

次に、第65回大阪市港湾審議会の開催にあたりまして、大阪市港湾局長の藪内よりご挨拶を申し上げます。

○藪内港湾局長 ただいま紹介いただきました港湾局長の藪内でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、また寒い中、ご足労いただきまして、誠にありがとうございます。

大阪港の状況でございますけれども、昨年、開港150年ということで、皆様方大変お世話になりまして、60以上のイベント、講演会等をさせていただき、皆様で祝えるような機会を持ったところがございます。今年度末ぐらいまでを1つの期間として、今後も、クイーン・エリザベスを迎えたり、それからメルボルンとのダブルハンドヨットレースなどの催しもございますけれども、大きな山は越えてきて、また新しい151年目をこれから迎えていくというような状況でございます。

港を取り巻く状況で申し上げますと、物流面では、昨年は非常に好調でございまして、コンテナの貨物量につきましても200万TEUをおそらく超えたのではないかと。最終的なデータはまだ出ておりませんが、10月までの状況で言いますと、大阪港として1つの目標でありました200万TEUを超えたのではないかと考えております。

また、土地利用の面では、皆様ご存知のように、夢洲に国際観光拠点を作っていこうということで、IRとか万博の話も出ております。今日はそれについても少し、審議会終了後に、また意見交換会をさせていただくという予定になっております。

当初、今年度末に10年に1度の非常に大きな港湾計画の改訂を予定しておりましたが、これは最終的に国の審議会でも審議いただかないといけないということで、国とも協議を進めてまいりましたけれども、調整にまだ時間がかかるということで、今年度内での改訂というのは見送らざるを得なくなっております。これにつきましては、また詳細に担当からご説明申し上げたいと思います。

今日は、環境整備負担金に係る対象工事についてのご審議と、それから、いわゆるフェニックスの基本計画の変更についてご報告申し上げたいと思っております。その後、お時間の許す限り、夢洲の土地利用について、先ほど申しあげましたように、色々これから大きな動きも出てまいりますので、意見交換会をさせていただければと思っております。

以上、大変時間は限りある中でございますけれども、よろしくご審議をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○高橋総務課長　それではここで、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきたいと存じます。順に申しあげていきます。

まず、次第でございます。次に、大阪市港湾審議会名簿でございます。本日の座席表。次に、右肩に資料1と書いております「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（案）」。資料2としまして「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（案）～説明資料～」でございます。資料3としま

して「大阪湾圏域広域処理場整備基本計画（案）」。資料4としまして「大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更について～説明資料～」でございます。また、参考資料といたしまして「港湾環境整備負担金制度について」「大阪市港湾審議会条例」「大阪市港湾審議会運営要綱」「PORT of OSAKA」「大阪港案内」「大阪湾フェニックス計画」のパンフレットでございます。

お手元の資料に不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。特にないようでございますので、進行させていただきます。

それでは、お手元の次第に沿いまして進めさせていただきますが、審議に入ります前に、大阪市港湾審議会条例第4条第1項の規定により、本審議会の会長を委員の互選により行いたいと思います。いかが取り計らいさせていただきますでしょうか。

井上委員。

○井上委員 流通科学大学の森教授が適任かと思しますので、今年度も引き続きお願いできたらと思いますが。

○高橋総務課長 ただ今の井上委員のご提案でございますけれども、ご異議ございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○高橋総務課長 異議なしということでございますので、会長につきましては流通科学大学教授の森委員にご就任いただくことといたします。

では、森会長に以後の議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○森会長 会長を務めさせていただくことになりました森でございます。改めまして、よろしくお願いいたします。この審議会が実り多いものとなりますよう努力させていただく所存でございますので、皆様方のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、まず、大阪市港湾審議会条例第4条第3項の規定に従い、会長職務代行者の指名を行いたいと思います。会長職務代行者には、公益社団法人大阪港振興協会会長の川本委員を指名いたします。

次に、大阪市港湾審議会条例第6条第2項、第3項に従いまして、専門部会の委員及び部会長を指名いたします。

専門部会委員といたしましては、大阪倉庫協会会長 小野委員、大阪船主会副会長 学頭委員、大阪港運協会会長 溝江委員、大阪税関長 高木委員、近畿地方整備局長 池田委員、近畿運輸局長 坂野委員、大阪海上保安監部長 中村委員、大阪府都市整備部長 井出委員、なお、部会長といたしまして

は、学頭委員を指名いたします。

議案の審議に入ります前に、本審議会運営要綱第8条の規定によりまして、本日の議事録署名者を井上委員と井出委員代理出席の戸田様にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、議事に入りしたいと思います。審議案件といたしまして、港湾法第43条の5第2項及び大阪市港湾環境整備負担金条例第9条第2号に基づき、平成29年12月25日付で港湾管理者の長たる大阪市長より諮問されました、港湾環境整備負担金負担対象工事の指定についてでございます。

審議に当たりまして、審議案件の港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について、港湾管理者から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○友田工務課長 失礼いたします。大阪市港湾局計画整備部の友田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、港湾環境整備負担金負担対象工事の指定についてご説明させていただきます。着席にて説明させていただきます。

まず初めに、本制度の概要からご説明させていただきます。お手元の資料2「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（案）～説明資料～」の1ページをご覧ください。

この港湾環境整備負担金制度は、港湾管理者が実施する港湾の環境の整備及び保全に資する港湾工事につきまして、その費用の一部を臨港地区及び港湾区域内に立地する工場、事業場、ただし敷地面積が1万平方メートル以上を有する事業者にご負担いただくというものでございまして、昭和48年の港湾法改正により創設された制度でございます。大阪市では、この制度の基本となる事項につきまして、昭和55年1月の第6回大阪市港湾審議会の答申を得た後、昭和55年4月1日より大阪市港湾環境整備負担金条例を施行いたしまして、昭和56年度より事業者様にご負担をお願いしているところでございます。

次に、(1) 負担対象工事でございますが、この制度では、陸域を対象とした緑地・海浜等といったいわゆる港湾環境整備施設の建設改良工事及び維持工事、また水域を対象とした公害汚泥浚渫などの工事、さらには漂流物・沈廃船などの除去清掃工事を負担対象工事としております。

次に、(2) 負担対象事業者でございますが、負担対象工事の完了の日、今回は平成29年3月31日でございますが、この日に臨港地区及び港湾区域におきまして、工場、事業場などの敷地面積の合計

が1万平方メートル以上である事業者といたしております。

次に、2ページをご覧ください。(3) 負担割合でございますが、負担の割合につきましては、港湾法によりまして2分の1を原則としておりますが、工事の種類・規模などを考慮いたしまして、条例に基づき、2分の1から3分の1の範囲で定めております。

次に、(4) 各事業者の負担額でございますが、負担対象事業者の負担額は敷地面積割合に応じるものといたしております。

次に、(5) の負担金の算定でございますが、負担対象工事に要した費用の額に原則2分の1の割合を乗じて得た額に、負担区域内にある事業場等の全敷地面積等の合計に対する負担対象事業者の敷地面積の割合を乗じて算定した額となります。負担金の算定式は、その下段に示しているとおりとなります。

次に、3ページをご覧ください。(6) 負担金の徴収でございますが、こちらには港湾環境整備負担金の徴収までの手続を簡単にご紹介させていただいております。負担対象工事となります港湾工事が完了した後、市長が負担対象工事を指定いたしますが、大阪市港湾環境整備負担金条例によりまして、あらかじめこの大阪市港湾審議会の意見を聴取するということになっております。港湾審議会でご審議いただきまして、ご答申をいただきました後、条例によりまして負担対象工事の指定の告示を行います。その後、負担対象事業者に対しまして、負担金の額の確定通知を行います。通知を受けました負担対象事業者は、指定された期日までに負担金を納付していただくということになっております。これが港湾環境整備負担金の徴収までの一連の事務手続でございます。

なお、お手元の資料の中に参考資料「港湾環境整備負担金制度について」という資料がございます。この資料の4ページ以降に、大阪市港湾環境整備負担金条例及び施行規則並びに関連する港湾法の抜粋を記載しておりますので、必要に応じ、後ほどご参照いただければと思います。

資料に戻りまして、4ページ目をご覧ください。諮問事項でございます「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について」につきましてご説明いたします。

上段、港湾審議会への諮問でございますが、平成29年3月31日までに本市が実施いたしました負担対象工事の指定に当たり、条例第9条第2号の規定に基づき、あらかじめ港湾審議会のご意見を伺うものでございます。

次に、下段の諮問内容でございますが、条例第2条第2項に規定されている負担対象工事の指定において告示する項目でございますが、工事の種類、工事の名称、工事が実施された場所、工事の完了した

日、工事に要した費用、負担区域、負担割合、負担区域内の事業場等敷地面積の合計の計8項目でございます。

次に、5ページ目でございます。一覧表の最上段に示しておりますものが、今申し上げました8項目に該当いたします。この8項目について、この港湾審議会でご意見を伺うものでございます。一覧表の右側には、参考といたしまして事業場の敷地面積1平方メートル当たりの負担金単価と、負担金を軽減しているところにつきましてはその軽減理由を示しております。また、最下段には、工事に要した総費用と、負担対象事業者にご負担いただく1平方メートル当たりの単価の合計を記載しております。

順に説明させていただきます。まず、港湾環境整備施設の建設又は改良の工事でございますが、平成28年度は工事实績がございませんでした。

その下の段の港湾環境整備施設の維持の工事でございますが、工事の名称は臨港緑地の維持工事で、具体的に申しますと、緑地施設の清掃、除草、剪定、巡回警備といった業務でございます。この工事が実施された場所でございますが、次の6ページに位置図を示しております。この位置図に示しました臨港緑地、緑道、あとコスモスクエア海浜緑地など、①から⑭の24カ所の維持工事でございます。

なお、続きます7ページ以降には、工事名称と、工事に要した費用、実施された場所の詳細、緑地の状況を写した写真、そういったものを示しておりますので、また必要に応じごらんください。

5ページの一覧表に戻りまして、臨港緑地の維持工事につきましては、負担割合により、大阪市此花区の舞洲緑道を含む舞洲緑地、常吉西臨港緑地、大阪市住之江区のコスモスクエア海浜緑地及び野鳥園臨港緑地の計4カ所と、これら4カ所以外の臨港緑地、この2つに大別しております。

上段の大阪市此花区・港区・大正区及び住之江区、すなわち下段に示します舞洲・常吉西及びコスモ・野鳥園の4カ所以外の緑地の維持に要した費用は9,238万円でございます。負担区域は大阪港臨港地区で、負担割合は2分の1。負担区域内の事業場等敷地面積の合計は1,571万5,000平方メートルでございます。また、1平方メートル当たりの単価は2円94銭となります。

下段の大阪市此花区（舞洲・常吉西）及び住之江区（コスモ・野鳥園）の維持に要した費用は2億4,182万9,000円でございます。負担区域は大阪港臨港地区で、負担割合は、これらにつきましては規模が大きく、広く市民、近隣の都市から訪れる方々が利用されることを勘案いたしまして、16分の1としております。負担区域内の事業場等敷地面積の合計は1,571万5,000平方メートルでございます。1平方メートル当たりの単価は96銭となります。

負担割合につきましては、本市ではこの緑地の整備目的、性格、規模、利用状況等を考慮の上、港湾環境整備負担金条例施行規則第3条の規定に基づきまして、負担対象事業者に対し著しく過大な負担とならないよう、2分の1未満の負担割合を決めております。

以上が陸域の工事でございます。

次の2件が水域の工事となります。3段目、港湾における汚泥、その他公害の原因となる物質排除その他の処理のための工事として、工事の名称は公害汚泥排除工事でございます。平成28年度につきましては、次の6ページの位置図の㊸番、木津川運河及び大正内港の福町堀におきまして底質汚染土の浚渫を実施したものでございます。

5ページに戻りまして、負担割合につきましては、大阪港は多くの河川が流入していることから、公害汚泥沈殿の原因につきましては上流に立地する事業者による影響も考えられるため、特例措置として32分の1とし、負担対象事業者の方々には過大な負担とならないようにさせていただいております。工事に要した費用は2億6,403万7,000円で、負担区域は大阪港港湾区域及び臨港地区。負担割合は32分の1。負担区域内の事業場等敷地面積の合計は1,720万3,000平方メートルでございます。また、1平方メートル当たりの負担金単価は48銭となります。

最後に、4段目の漂流物の除去、その他の清掃のための工事ですが、工事の名称は港内清掃及び沈廃船処理工事でございます。工事が実施された場所は大阪港港湾区域内で、工事に要した費用は2,659万5,000円となっております。負担区域は大阪港港湾区域及び臨港地区で、負担割合は2分の1。負担区域内の事業場等敷地面積の合計は1,720万3,000平方メートルでございます。また、1平方メートル当たりの負担金単価は77銭となります。

さらに、表の下段、欄外には参考といたしまして各項目の前年度との比較を記載しておりますが、工事に要した費用の合計は6億2,484万1,000円で、前年度と比べますと7,200万3,000円の増。1平方メートル当たりの単価の合計は5円15銭で、前年度と比べますと55銭の減。負担対象事業者は137社で、前年度と比べますと1社の減となっております。負担金徴収金額の総額は約4,000万円と、前年度と比べますと約500万円の減の予定となっております。

なお、この制度発足以降、ご負担いただく事業者の皆様方のご意見を伺うということで、昨年平成29年12月19日には各業界団体のご代表者様には事前にご説明させていただきまして、今回の案件につきましてはご理解をいただいているところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○森会長　　どうもありがとうございました。

それでは、質疑に入ります前に、この件につきましては、1月29日に本審議会幹事会を開催しておりますので、その結果について、大阪市港湾局の田中計画整備部長から報告をお願いしたいと思います。

○田中計画整備部長　　港湾局計画整備部長の田中でございます。

今週の月曜日、1月29日に大阪市港湾審議会幹事会を開催いたしました。本日の審議会でご審議いただきます港湾環境整備負担金負担対象工事の指定の案につきましては、その幹事会において、原案どおり今回の港湾審議会に上程することで差し支えないという結論を得ております。

以上、ご報告申し上げます。

○森会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの議案につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

○江川委員　　市会議員の江川です。大変素朴な質問で申しわけないんですが、1つは、港湾法が昭和48年に、43条の5ですか、改正されたということですが、どのような趣旨で改正が行われたのかというのが知りたいというのが1つ。

それと、先ほど事業者からもいろいろ意見を聞いたということですが、この費用が、大変負担になっているというような話があったのか、なかったのか。法令に基づいて計算されていることについて、どうのこうの言うつもりはないんですが、どういった、要望というか、意見が出ているのか、それについて教えていただきたいと思います。

○森会長　　事務局、お願いできますか。

○友田工務課長　　昭和48年の港湾法改正のとき背景というところかと思いますが・・・

○田中計画整備部長　　計画整備部長の田中でございます。

港湾法の改正ですが、昭和48年頃は開発事業が継続しておこなわれておりました。その中で、ミチゲーションといいますか、環境に対する配慮が必要であるという社会情勢があり、またそのような背景をもとに国からも環境保全に対応する負担金という形の制度の話がございました。私どももその趣旨に沿って、一定の工事に対する負担金制度を条例で決めました。その制度により私どもとしては環境保全に寄与する分として、一定費用をいただいている状況でございます。

ただ、課長が答弁しかねたのは、当時の背景というのはなかなか正確には、私もうろ覚えの記憶でございますので、詳しくはまた、必要であればご説明させていただきたいと思います。

○友田工務課長　もう1つ、事業者からのご意見ですが、昨年12月に各業界団体の代表者様にこの件について、ご説明をいたしまして、特に、金額が高いとか、そういった意見もなくご理解はいただいているところです。

○森会長　ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

○江川委員　はい。

○森会長　ほかにはいかがでしょうか。ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、ご意見、ご質問がございませんようですので、答申についてお諮りしたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、本日の議案であります港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について、原案のとおり適当であるという答申を行うことをご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○森会長　それでは、ご異議がございませんので、原案のとおり適当であるという答申を行うこととしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次ですけれども、次は報告ということにはなっておりますけれども、引き続き皆様のご意見をお伺いしたいということで、広域臨海環境整備センター法第20条第7項に基づき、平成29年12月15日付で大阪湾広域臨海環境整備センターより港湾管理者の長たる大阪市長に対して協議がございました、大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更についてでございます。本件については、基本計画の変更の協議に対して港湾管理者より回答するに際して、審議会の意見をお聞きしたいというものでございます。審議事項ではございませんけれども、出席の皆様のご意見を頂戴して、それで進めたいというような趣旨でございますので、最初に、この案件につきまして、大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更について、港湾管理者より説明をお願いいたしたいと思います。お願いします。

○友田工務課長　大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更についてご説明いたします。よろしくお願いたします。また着席にてご説明させていただきます。

お手元の資料3、これが今回、大阪湾広域臨海環境整備センター、一般にはフェニックスセンターあ

るいはセンターと呼んでおりますが、このセンターが作成いたしました大阪湾圏域広域処理場整備基本計画（案）でございます。

この大阪湾圏域広域処理場整備基本計画は、センターの業務に関しまして、広域臨海環境整備センター法に基づきまして、必要な事項を定めたものでございます。今回、センターが基本計画を変更するに当たりまして、その内容を港湾審議会にご報告させていただきまして、ご意見がございましたら、その内容をセンターに伝えてまいりたいと考えております。

本日は資料4を用いてご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

資料4の1ページをご覧ください。大阪湾圏域広域処理場整備事業、一般にはフェニックス事業と呼んでおりますが、昭和50年代、大都市圏におきまして廃棄物処理場の確保が困難な自治体が急増したことを受けまして、昭和56年に広域臨海環境整備センター法、略称フェニックスセンター法が、旧運輸省と旧厚生省、旧環境庁との折衝により制定されました。この法律に基づきまして、地方公共団体及び港湾管理者の出資を受け、センターが設置され、本事業の実施主体となり、現在、近畿圏2府4県168市町村の廃棄物を処理するための廃棄物処理場を大阪湾内の尼崎沖、泉大津沖、神戸沖、大阪沖の4カ所に整備しております。

続いて、2ページをご覧ください。フェニックス事業の現状でございますが、第1期といたしまして尼崎沖埋立処分場と泉大津沖埋立処分場、そして、第2期として神戸沖埋立処分場と大阪沖埋立処分場で事業を進めておりまして、面積、受け入れ容量につきましては資料記載のとおりでございます。受け入れ期間は、第1期は平成30年度まで、第2期は平成39年度までというのが現在の基本計画の内容でございます。

なお、処理場につきましては管理型と安定型に分かれておりまして、第1期は管理型と安定型の併用、第2期は管理型のみとなっております。

続きまして、3ページをご覧ください。大阪沖埋立処分場についてご説明いたします。大阪沖埋立処分場は、大阪市の平成13年7月に公有水面埋立免許を取得した埋め立て区域の一部でありまして、センターが港湾管理者である大阪市の委託を受けまして護岸等の整備及び埋め立てを行っております。廃棄物の予定受け入れ量は、一般廃棄物、産業廃棄物、陸上残土で計1,400万立方メートルとなっており、廃棄物の受け入れは平成21年10月より開始しております。

続いて、4ページをご覧ください。各埋立処分場の受け入れ状況でございますが、資料のグラフは平

成28年度末での状況を示しております。それぞれの残容量は、尼崎沖埋立処分場は約3%、泉大津沖埋立処分場は約5%、神戸沖埋立処分場は約27%、大阪沖埋立処分場は約71%となっている状況でございます。

続いて、5ページ目をご覧ください。今回、基本計画を変更するその理由でございますが、今年度、広域処理対象区域2府4県168市町村を対象に広域処分委託量調査というものを実施いたしました。その調査の結果から、神戸沖埋立処分場の陸上残土搬入量が計画を下回っている状況であるということが判明いたしまして、計画している平成39年度内の埋め立て終了が困難な状況ということがわかりました。このことから、その調査結果をもとに、神戸沖処分場をはじめとしまして各処分場の廃棄物量の配分を見直すという必要が生じてまいりました。また、南海トラフ地震などの大規模災害も予見される中、フェニックス圏域における廃棄物の安定的な処分を行うためには、2処分場体制を維持していく必要があるということから、今回、受け入れ廃棄物の種類別計画量及び工事期間・埋め立て期間について見直しを行うということで基本計画の変更を行うということになったものでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。今回の基本計画の変更内容でございますが、廃棄物の種類及び量につきまして、神戸沖埋立処分場におきまして陸上残土を300万立方メートルから160万立方メートルに減らし、一般廃棄物を580万立方メートルから720万立方メートルを増やすことで廃棄物の安定的受け入れを図ってまいります。また、あわせて大阪沖埋立処分場におきましても、その調査結果に基づきまして、産業廃棄物を580万立方メートルから530万立方メートルに減らし、一般廃棄物を540万立方メートルから590万立方メートルを増やします。もう1つ、工事期間及び埋め立て期間につきまして、第1期の尼崎沖埋立処分場、泉大津沖埋立処分場につきましては、埋め立て期間を平成30年度から平成35年度まで延長、第2期の神戸沖埋立処分場と大阪沖埋立処分場につきましては、平成39年度から平成44年度まで延長いたします。以上、廃棄物の種類及び量の変更と埋め立て期間の変更が今回の基本計画の変更内容でございます。

続いて、7ページをご覧ください。今後のスケジュールを示しております。現在、昨年12月に港湾管理者である大阪市がセンターから基本計画の変更について協議を受けている状況でございます。そして、本日のこの港湾審におきましてご意見を伺いました上でセンターに回答を行います。その後、センターの理事会・管理委員会におきまして議決を行うと。この管理委員会というのは、センターに出資した港湾管理者の長、同じくセンターに出資した地方公共団体の代表者で構成される委員会でございます。

その後、2月中に大臣認可申請を行いまして、国の交通政策審議会を経まして、今年度中に大臣認可される予定となっております。

最後、8ページをご覧ください。本件を港湾審議会におきまして案件といたしました理由を、改めて記載しております。真ん中の(2)の広域臨海環境整備センター法が制定される際の参議院運輸委員会における附帯決議ですけれども、「基本計画の策定に当たっては、あらかじめ地方港湾審議会の意見を聴くとともに」というふうな附帯決議がなされております。また、(3)旧運輸省から各港湾管理者宛ての文書におきまして「基本計画の協議の回答に当たっては、埋立場所が計画されている港湾の港湾管理者においては、地方港湾審議会の意見を聴くよう図られたい」となされていることから、今回、この港湾審議会におきまして、基本計画の変更につきましてご意見を伺うというものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○森会長　ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります前に、1月29日に開催されました本審議会幹事会の結果について、大阪市港湾局の田中計画整備部長から報告をお願いいたします。

○田中計画整備部長　ただいまご説明申し上げました大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の案につきましては、同じく今週の月曜日、1月29日に開催いたしました大阪市港湾審議会幹事会におきまして、幹事より特段ご意見等はございませんでした。

以上、ご報告申し上げます。

○森会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告案件につきまして、ご質問、ご意見がありましたら。

お願いします。

○川本委員　今、廃棄物を受け入れておられます大阪湾沖の処分場におきまして、受け入れるための作業に対して国から補助をいただいておりますか、あるいは、中仕切りか何か知りませんが、建設等において国からの補助をいただいておりますか、そういう、現状について、質問したいと思うんですけど、教えていただければ。

○森会長　事務局、よろしいでしょうか。

○友田工務課長　私も港湾管理者といたしましては、フェニックスセンターに護岸整備を委託しています。そこに当たっては国土交通省の補助金あるいは交付金というものを受けて実施しております。

○川本委員　今は終了しているんですか。

○友田工務課長　今は護岸を一定築造した上で廃棄物を受け入れている状況です。平成21年度に受け入れを開始して以降は、現在は護岸整備費用というのがかかっておりませんので、現在補助金あるいは交付金は特段受けておりません。また最後に、廃棄物の受け入れが終了した後、少し護岸の上部工なりの築造がございますので、その際は再度、国より交付金等を受けて護岸の上部工を実施してまいります。

○川本委員　あと、もう1つの質問は、作業に関しての補助があるかどうかという。

○友田工務課長　中の作業につきましては大阪市の環境局サイドになりますので、詳細なところは存じ上げておりませんが、環境省の補助が入っているとは聞いております。

○川本委員　聞きまして、老婆心ながら、私も大阪市の出身でございまして、現役時代にこの処分場建設の途中で財特法、公害に関する特別措置法が変更になりまして、当時、それまでは尼崎であるとか泉大津の護岸整備、あるいはここでの護岸整備に関しまして、公害汚泥を処分する分に関しては補助金が4分の1認められていたのですが、あるとき公害財特法が打ち切られまして、公害の汚泥浚渫を受け入れる分に関する補助は打ち切るということになりました。そのときに、この大阪の廃棄物処分場で、十数億だったか、当時、国からいただける補助金が打ち切られるということがございました。その財源をどう確保するかということで非常に苦労した思い出がございます。

何が言いたいかと申しますと、受け入れ期間が今度変更され、延長となります。この延長に際しまして、今後、39年までそれぞれもくろんでいた財政負担がございます。それ以降、延長された段階で制度的な変更がもし生じるのであれば、その変更に伴って、生ずる財政負担分について処分場を所有する大阪市だけが負担するのではなくセンターを構成するそれぞれの自治体、あるいは国からも、できればご配慮いただきたい、そういうような意見を管理者からは是非要望すべきなんじゃないかというのが私の、この案件に関して説明を受けてからの思いがあったものですから、今日、そういう意味で意見として述べさせていただきます。

以上でございます。

○森会長　要望ということですけど、事務局から何かございますか。

○友田工務課長　過去の法律の制度が変わったということで、港湾管理者側の負担が大きくなるまいよというのですが、今日の説明には特段あげておりませんが、平成24年度から護岸使用料とい

う形で、港湾管理者が負担した護岸整備費の概ね半分、半額に近い額をその護岸使用料という形でセンターから我々にはいただくようにスキームを改めているところでございます。

センターが港湾管理者に払っている護岸使用料の原資につきましては、近畿2府4県168市町村から廃棄物を受け入れるに当たり処分料という形でいただいていますので、既に港湾管理者側が過度な負担にならないような配慮はなされていると考えております。

○田中計画整備部長　もう1つの趣旨は、廃棄物処分地の期限が延長になった場合に制度が変えられないということですが、私どもも、国交省並びに関係省も含め今、廃棄物処分場の期間が変わっても、現在の制度の中身が変わる、スキームが変わることはないとは聞いております。ただ、おっしゃる趣旨は懸念されますので、そこは私どもとしても国にはある意味、一定のルールをそのまま延長していただきたいと考えております。

一方で、ご承知のように、関西においてこの処分場というのは貴重な埋立地であり、また、他に場所のない状況でございますから、そこが延命化されるというのは、方向性としてはまさに環境の視点では歓迎すべきと考えておりますので、国とは引き続きそこは協議してまいりたいと考えております。

○森会長　ありがとうございました。

川本委員、よろしいでしょうか。

○川本委員　結構でございます。

○森会長　延長するに当たって港湾管理者として大阪市の負担が大きくなるように考慮していただくということで。

他にはいかがでしょうか。

○篠原委員　ちょっと1つお聞きしていいですか。

○森会長　お願いします。

○篠原委員　篠原でございます。

後学のために教えてほしいのですけれども、こうやって埋め立てを行い、土地が使えるような状態になったときに、その土地利用についてはどのようなプロセスを経て決定されることになるのですか。

○森会長　事務局、よろしいでしょうか。

○田邊計画課長　計画課長の田邊でございます。

埋め立てに際しましては、まず港湾計画で土地利用計画を定めております。それとあわせる形で公有

水面の埋立免許も取得していますので、その際に土地利用計画も一定、そこで整理はされています。

○篠原委員　　そうしますと、この新たにできた土地を港湾物流のために使おうとか、あるいは何かレジャー施設に使おうとか、そういうことを決めるのはどういう場でしょうか。

○田邊計画課長　　まずは港湾計画に定めることとなりますので、まさにこの港湾審議会の場で将来の土地利用をご審議いただくということになっています。

○篠原委員　　そうですか。わかりました。

○森会長　　よろしいですか。

○篠原委員　　はい。

○三宅委員　　1ついいですか。

○森会長　　どうぞ。

○三宅委員　　私も1点教えていただきたいことがあります。私、港湾の歴史というか、埋立地の歴史を研究しており、少し興味があるのは、いろんな埋立地の歴史を見ていると、もともとどこの土を持ってきていたのか、その地名が反映されたりしています。今までその土地、埋立地というのは人工的に見えるのですけれども、実際には非常に風土があります。

今日記録を見せていただくと、こういった形では出ているのですが、今後、埋立地のまちづくりとか、いかに人工的な港湾地域ということを少しおもしろくシナリオを立てていくときに、今までは、普通に記録されていたが、現在ではわりとこういう形で記録が残っていくという感じです。この内情というのがどれだけこれから後世に歴史として残っていくのかということを見ると、表に出ていくことはこれぐらいのことになり、もう少し地域性とか、その場所の風土ということを地域の地質とか土質についてもう少し記録する手段という可能性はあるのかどうか。これから後世に歴史として伝える、この埋立地の風土、これからいろいろ出てくると思いますが、可能性というのがあるのか、教えていただければと思います。お願いします。

○森会長　　事務局、どなたかお願いできますか。

○三宅委員　　少したの外れな質問で申し訳ないですが。

○美濃出営業推進室長　　営業推進室長、美濃出といます。

案外と大阪市域というのは実は埋め立てが中心に行われ、江戸時代は川の浚渫土砂とかを陸に上げることによって港区とか大正区とかが埋め立てという形で出てきた経緯があります。あと、人工島という

形で、今回のように護岸を、周りを囲って、その中に土を入れていって埋め立てるとというのが昭和30年代ぐらいからやり始めているところです。そんなときでも、基本的に浚渫土砂や建設残土を活用してきました。先ほどの新島であるとか、大阪で言いますと舞洲、夢洲は、廃棄物をどこに処分するかというところをいろいろ議論しながら、海面に求めました。それを、先ほどの埋立免許を取得しながら、その土地利用を一定決めた上で、廃棄物護岸として、まずは廃棄物処分場として活用することとしました。廃棄物の受入が終了した後は、上のほうにきれいな土を入れ、土地利用できる状態になってもう一度土地利用を考えるという流れで基本的にやってきています。

先ほどの委員さんの質問では、そういう記録を残すという話ですので、この廃棄物処分場というのは、特に新島の1区においては、2府4県168市町村のものがここへ来るので、その一般廃棄物であるとかそういうものが先ほどの棒グラフのところの一般廃棄物に入ってきます。この後、一応建設残土なども基本的には入れていくこととなります。これは近畿圏へ処分するところ、最後はここに活用したほうがいいだろうという土について、ここへ持ってきて、埋め立て材として活用されていくということです。廃棄物処分場の後の土地利用と、大阪で言いますと、南港のコスモスクエアは逆に、土を買ってきて、基本的にその土を入れて、最後は建設残土も活用しているが、そういうふうにしてできる埋立地もありますし、関西国際空港のように、山を削って、基本的にその土で埋めた、そういう埋め立てもあるということで、過去の記録が残る場所もあり、また残らない場所もあり、より広がってしまうものもあるという形になると思います。

○三宅委員　ありがとうございました。

○一井委員　よろしいでしょうか。

○森会長　どうぞ。

○一井委員　一井でございます。

先ほどの三宅委員の話で、地盤として捉えたときに記録を残したほうが良いのではないかという趣旨のご発言と理解したのですが、おそらくそのとおりかなと思っています。この審議会で議論することかどうかというのはわからないですが、私は工学の、エンジニアリングの分野で埋め立てについてかかわってきたことが多少あります。埋め立てというか、実際に廃棄物の処分場の跡地利用という例では、東京湾の入り口のところに、いわゆる夢の島だと思いますが、そこを横切るように大きな橋をつくる工事がありました。たまたまその施工方法の委員会に出席した時のことです。橋をつくるにあたって基礎杭

を打設する必要がありますが、廃棄物処分場の地盤というのは何が入っているかわからず、色々難しい点が多いのです。地盤調査をしようとしても穴からガスが出てくるということもあったりして、穴を掘って調べることもなかなか進まない。今回の場所でも、普通の自然地盤に比べて、後で工事をするときに非常に難しい地盤になることが想定されます。

したがって、実質的に工学的な話になるので、計画を議論する審議会の場合ではないのかもしれませんが、実際に埋め立てたときにどういったものが搬入されているかという記録を逐一残していったほうが、その後の土地利用とかそういったものが非常に効率よくなるのではないかと思います。この場の意見で答申するのが妥当かどうかはわかりませんが、ぜひ工務課とかで、今後、記録を残していくことについてご配慮いただければいいのではないかなと思いました。

以上です。

○森会長 ありがとうございます。

○三宅委員 私の場合はその目的と平成が記録され、平成博物館が地中に残るといった遺跡的な興味もあって、その両面があると思います。

○森会長 ありがとうございます。

今の三宅、一井両委員は要望ということでよろしいですか。要望ということで、こうしろということではなくて、一度そういうことも検討していただきたいと、この程度の要望でよろしいですか。そういうのが可能かどうかも含めて、こうしてほしいというのではなくて、そういうことが可能であればということで、方法論は事務局で検討していただく要望と理解させていただくということでよろしいですか。

○田中計画整備部長 実は、端的にわかりやすく言いますと、廃棄物処分場は私どもが港湾管理者として、外枠は私どもで国の補助を受けてつくらせていただきますと。その後の廃棄物処分というのはまさに廃棄物行政で、フェニックスで埋め立てていると。まさに一井委員がおっしゃったのは、私ども、その後の土地利用を港湾管理者が行えということなので、実は私どもも同じ悩みがございまして、私どもで責任を持って云々というよりは、私ども土地利用を後でする立場からすると、まさに今日ここでこういうご意見があったということ廃棄物行政のほうにご意見として伝えたいなという処理の仕方がいかなと思っています。

○森会長 わかりました。じゃ、この審議会の場合での意見ということで、センターにこういう意見が出たということ上げるということですね。

ほかにございますか。どなたか。よろしいでしょうか。

それでは、今幾つか意見が出ましたけれども、まず川本委員からは今後の計画の延長に關しての費用負担に關する要望、それから今、三宅、一井両委員からは埋め立てに關する記録を残すというようなご意見がありました。つきましては、大阪湾広域臨海環境整備センターよりありました、大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更についての協議については、今言った2点、今後の費用の問題と記録の問題についての、本審議會においてそういう意見があったということをお返すということ、この2点ということで皆様よろしいでしょうか。ほかになければ、この2点をということでよろしいでしょうか。

それでは、今の2点ということで、大阪市はそのようによろしくお願ひしたいと思います。

○友田工務課長 川本委員、三宅委員、一井委員、ご意見ありがとうございます。

今、大阪市港湾審議會におきましてご意見を受けましたので、センターに対しまして、今後の料金のことと埋め立て履歴につきましてご意見をいただいたということでお返すまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○森会長 それでは、全般でほかになければ何かご意見とか、お聞きたいことはございますか。

ございませんようですので、以上をもちまして、本日の議事、報告は終了させていただきたいと思ひます。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○高橋総務課長 長時間にわたりまして、ご審議ありがとうございます。

最後に、平成29年度中に予定しておりました港湾計画の改訂を見送ることとなったことにつきまして、事務局よりご報告させていただきます。

○田邊計画課長 港湾局計画課長の田邊でございます。よろしくお願ひいたします。

大阪港港湾計画の改訂につきましては、平成29年度末の改訂を目指して検討・作業を進めてきたところでございまして、平成28年から29年にかけて3回の意見交換会を開催し、審議會委員の皆様から様々な助言を頂戴してまいりました。

平成30年代後半を目標年次とします今回の計画改訂に際しましては、これまでの取扱貨物量実績や関連経済指標との相関分析、あるいは荷主等の港湾利用者へのヒアリングの結果などを踏まえまして、今後の取扱貨物量の増加を見込んでおり、これに対応するため、埠頭用地の拡充や既存埠頭の用途転換

を図ること、また、国際観光拠点の形成を目指し、夢洲の土地利用計画を変更することなどを予定しておりました。

この港湾計画の改訂に当たりましては、大阪市港湾審議会においてご審議いただいた後、国土交通大臣の諮問機関であります交通政策審議会港湾分科会での審議を経る必要があることから、平成29年度末の改訂に向けまして、これまで国土交通省と断続的に協議を重ねてまいりました。

一方、国土交通省では、2030年の港湾が果たすべき役割や中長期の政策の方向性などを盛り込んだ「港湾の中長期政策 PORT2030」の最終取りまとめを平成30年の夏ごろに行うということになっております。

さらに、将来における全国の港湾での貨物取扱量の見通しなどを推計した「港湾の基本方針」の変更が平成30年内に行われるということになっておりまして、国土交通省から「これらと大阪港の改訂港湾計画の整合を図れるよう、今年度末の計画改訂を見送ってほしい」との強い要請がございました。

「港湾の基本方針」は、各港の港湾管理者が港湾計画を定める際の指針にもなるものであることから、大阪市としては、国土交通省の意向に沿って平成29年度中の計画改訂を見送ることといたしました。

今後、国土交通省が進める「港湾の中長期政策」の策定と「港湾の基本方針」の変更作業の進捗状況を注視しながら、国土交通省と継続的に協議し、できるだけ早期に大阪港の港湾計画改訂を行えるよう、適切に進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

報告は以上でございます。

○高橋総務課長 報告は以上でございます。

それでは、これもちまして、第65回大阪市港湾審議会を終了させていただきます。

本日はご多忙のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

閉 会 16:05

大阪市港湾審議会 会長 森 隆 行 印

大阪市港湾審議会 委員 井 上 欣 三 印

大阪市港湾審議会 委員 代 戸 田 雅 文 印

付属資料

1. 諮問書

大港湾第 1518 号

平成 29 年 12 月 25 日

大阪市港湾審議会 会長 様

大阪港港湾管理者

大阪市長 吉村 洋文

港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（諮問）

標題について、別紙議案のとおり定めたいので、港湾法第 43 条の 5 第 2 項及び大阪市港湾環境整備負担金条例第 9 条第 2 号の規定により諮問します。

※ 別紙 港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（案）については省略

2. 答申書

大港湾審第4号

平成30年2月2日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市港湾審議会

会長 森 隆行

港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について(答申)

平成29年12月25日付け大港湾第1518号により諮問のあった標題について審議した結果、「原案のとおり適当である」と答申します。